

令和 6 年度
復興庁行政事業レビュー
公開プロセス
議 事 録

復興庁予算会計企画班

令和 6 年度
復興庁行政事業レビュー
公開プロセス

日 時 令和 6 年 6 月 12 日（水） 16：15～19：08

場 所 中央合同庁舎 4 号館 4 階 共用第 2 特別会議室

- 1 被災者支援総合交付金（復興庁）
- 2 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（経済産業省）

○原参事官 大変お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまより「令和 6 年度復興庁行政事業レビュー公開プロセス」を開始いたします。

本日進行役を務めます、復興庁参事官の原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、開会に当たりまして、高木宏壽復興副大臣より御挨拶申し上げます。

○高木副大臣 皆さん、こんにちは。復興副大臣の高木宏壽でございます。

本日は、令和 6 年度復興庁行政事業レビュー公開プロセスに御参加いただきまして、ありがとうございます。

開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

発災から13年が経過し、地震・津波被災地域においては、住まいの再建・復興まちづくりはおおむね完了するなど、復興の総仕上げの段階に入っている一方で、原子力災害被災地域においては、今後も中長期的な対応が必要となっております。復興庁としては、現場主義を徹底し、被災者に寄り添いながら、東日本大震災の被災地の復興に向けて総力を挙げて取り組んでいるところであります。

本日実施いたします公開プロセスは、翌年度の概算要求に向けて、外部有識者委員の皆様に御協力をいただき、公開の場で事業の点検を行うものであります。

復興のための財源として、国民の皆様には、復興増税という形で御負担をお願いしているものであり、そのため、復興事業をより一層効率的・効果的に実施していく必要があると考えております。

今回の公開プロセスの対象となる 2 つの事業は、いずれの事業も比較的規模が大きく、また、事業に改善の余地があるために今回選ばれたと認識しております。外部有識者委員の皆様のこれまでの御経験、御見識に基づきアドバイスをいただき、事業の改善につなげてまいりたいと思っております。

また、外部有識者委員の皆様には、5 月21日に宮城及び福島で現地を視察いただいたと伺っており、御礼を申し上げます。本日の公開プロセスにおいても、客観的・専門的な見地から忌憚のない御意見をお願い申し上げます。本日はよろしくお願いいたします。

○原参事官 ありがとうございます。

高木副大臣におかれましては、公務の予定がございます。そのため、ここで退席となります。ありがとうございました。

(高木副大臣退室)

○原参事官 ここで、本日の公開プロセスの趣旨を御説明いたします。

政府は毎年「行政事業レビュー」として、事業に係る予算の執行状況を把握、公表し、事業の内容や効果の点検を行い、その結果を予算要求等に反映することとされております。

公開プロセスは、この行政事業レビューの一環として行われるものであります。公開の場で外部有識者の委員の方々と事業所管部局が質疑、議論を行い、事業の点検を実施するものでございます。

なお、本日の公開プロセスの様子は、インターネット（YouTube）で中継しております。視聴者の皆様に音声が届ける関係上、発言をされる際にはマイクをオンにして御発言いただくようお願いいたします。

続きまして、外部有識者委員の皆様を御紹介申し上げます。

復興庁で選任いたしました外部有識者委員 3 名でございます。

名古屋商科大学ビジネススクール教授、阿部博友委員。

公認会計士・税理士坂本邦夫事務所、坂本邦夫委員。

慶應義塾大学法学部教授、吉村典久委員。

以上、3 名でございます。

なお、阿部委員におかれましては、本日の会議に当たりまして、意見の取りまとめ役をお願いいたします。

そして、行政改革推進本部事務局で選任いたしました外部有識者委員 3 名でございます。

野村證券株式会社常務、池田肇委員。

政策シンクタンク構想日本総括ディレクター、伊藤伸委員。

政策研究大学院大学教授、林隆之委員。

以上、3 名でございます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、審議内容に移りたいと思います。

本日は、2 事業、1 つ目「被災者支援総合交付金」、2 つ目「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業」、以上につきまして、御議論いただきたいと思います。

時間の都合上、それぞれの事業を 1 時間程度で進めてまいります。冒頭 10 分以内で、各事業の担当者より、インターネット中継を視聴している方々にも分かりやすいように、要点を絞って事業概要等を御説明いただきます。その後、30 分程度でございますけれども、外部有識者委員により質疑、議論をいただきます。最後 5 分程度で、委員の方々より取りまとめコメント案を発表、議論いただきたいと思います。

なお、委員の皆様方におかれましては、質疑後半にお手元にお配りしておりますコメント用紙、こちらを回収させていただきます。適宜コメント用紙の記載につきましては、よろしくお願い申し上げます。

それでは、最初の事業、被災者支援総合交付金の議論に移ります。

まず、事業所管部局である復興庁から、事業概要の説明、論点及び事前にお伝えしている外部有識者委員の方々からの関心事項等につきましての説明を、10 分以内をめどに簡潔をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○復興庁担当者 復興庁より御説明申し上げます。

資料に基づきまして御説明させていただきますけれども、本資料は 6 月 4 日に当庁の予算会計企画班よりお送りした宿題事項への回答のうち、特に御説明が必要な事項や、その

他の説明事項を中心にまとめてございます。

初めに、被災者支援総合交付金の概要についてでございます。

1 ページを御覧ください。本交付金事業につきましては、各地域の実情に応じた効果的・効率的な被災者支援の展開を目的として実施しており、復興の進展に伴い、被災者を取り巻く課題は多様化していることを踏まえまして、被災者の生活再建のステージに応じた切れ目ない支援を図ってきております。

事業メニューは記載のとおりでございまして、本交付金により自治体等の取組を支援することによりまして、各地域の実情に応じた効果的・効率的な被災者支援の展開が期待されるものでございます。事業メニューとしては大きく6つの柱がありまして、復興庁の直執行部分のほか、厚労省、こども家庭庁、文部科学省に移し替えた上で実施している事業から構成されます。

続きまして、2 ページでございますが、被災者支援総合交付金の変遷について記載してございます。

平成27年度に、文科省の事業である福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業や、当時厚労省事業でありました被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業、そして、厚労省事業の地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業を事業メニューとして、被災者支援総合交付金の前身であります、被災者健康・生活支援総合交付金が創設されております。

そして、この交付金を基に、平成28年度には、被災者の生活再建のステージに応じた切れ目ない支援の実現を図るために、被災者支援の基幹的事業を一括化し、各被災自治体が1つの事業計画の下で、直面する課題やニーズに的確に対応して、効果的な支援活動を実施することを支援することを目的といたしまして、被災者支援総合交付金が創設されたところでございます。

この交付金は、被災者健康・生活支援総合交付金の3事業のうち、地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業は被災者見守り・相談支援事業とした上で、復興庁事業6事業、厚労省事業を2事業追加いたしました計11事業のメニューで開始されております。そして、平成29年度に文科省事業が1つ追加されまして、平成31年度において厚労省の被災者の心のケア支援事業が追加となり、令和3年度からは平成29年度に追加されました文科省事業が子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業となりまして、現在13の事業メニューを展開してございます。

各事業の概要につきましては、3 ページから5 ページまでに記載されているところでございます。

続きまして、6 ページにおきまして、本交付金におきまして、それぞれの事業で設置している相談員等につきまして、その活動内容などの違いや自治体ごとの配置人数を記載してございます。資料に記載のとおり、支援対象者の方がそれぞれの事業により異なり、支援員の方の活動内容が異なると認識しております。それぞれの被災者の方が抱える課題が

多岐にわたることから、きめ細かな対応をするため、それぞれの事業において被災者に寄り添った事業を展開している形でございます。人数につきましては、宿題事項にて御回答申し上げましたとおり、令和2年度から4年度までの3か年の3県の合計人数を記載してございます。最も多いのが、被災者生活支援員でございます。被災者生活支援員が対応する内容は、ひとり暮らし高齢者などが抱える日常生活の困り事に対する相談支援など、内容が幅広いものとなっております。

続きまして、7ページでございます。令和3年3月に閣議決定され、令和6年3月にこのような形に改正されました「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」におきまして、地震・津波被災地域におきましては、全分野共通の原則といたしまして、令和7年度末までの第2期復興・創生期間において、国と地方公共団体が協力して被災者支援をはじめとする残された事業に全力を挙げて取り組むことにより、復興事業がその役割を全うすることを目指すものとされました上で、被災者支援分野については、特に個別の事情を丁寧に把握し、第2期復興・創生期間内に終了しないものについては、政府全体の施策の総合的な活用も含め、事業の進捗に応じた支援の在り方を検討し、適切に対応するとされてございます。そのため、復興庁では、この閣議決定にのっとりまして、岩手、宮城両県及び市町村、被災者支援団体などと、令和7年度末までに復興事業がその役割を全うすることを目指すという目標とスケジュールを共有しながら、本年も交付金を活用しております全自治体の全事業を対象に引き続きヒアリングを行うなど、丁寧に対応を行ってきているところでございます。

原子力災害被災地域につきましては、福島復興・再生には中長期的な対応が必要であり、第2期復興・創生期間以降も引き続き国が前面に立って取り組むとされまして、地震・津波被災地域と復興のステージが異なるところでございますけれども、基本方針におきまして、復興施策の進捗状況や効果検証等を踏まえ、それぞれ大きく異なる地方自治体の状況も考慮しつつ、第2期復興・創生期間の5年目に当たる令和7年度に、復興事業全体の在り方について見直しを行うとされてございますことから、事業実施自治体のヒアリングを通じまして、状況の把握を丁寧に行ってまいります。

続きまして、8ページでございます。復興事業の進捗等に応じまして、被災者支援総合交付金の予算額は年々減少してきておりまして、令和6年度予算は前年度比9億円減の93億円となっております。

執行実績について、執行率が低調となった要因につきましては、帰還困難区域の解除が行われるなどによりまして帰還者が増加し、予算要求時点で見通せなかった新しいニーズにも柔軟かつ機動的に対応できるよう予算を確保していたものの、結果といたしまして、当初の想定ほどのペースで自治体からの需要の増加が進まなかったと分析しております。なお、平成28年度から平成30年度までの間につきましては、執行率の改善を図るべく、毎年不用額の減額などに努めてきたところでございますけれども、平成30年度の不用額は対前年度比で約20億円減少しております。資料にも掲載しておりますが、平成28年度より毎

年執行率は改善しております。平成30年度におきましては、82.3%まで執行率が改善しておりました。しかしながら、令和元年度から令和4年度までにつきましては、令和4年度の年度末にかけまして、新型コロナウイルス感染症の発生・拡大が見られたことによりイベント等が中止されたことによりまして、各種事業が予定どおり進捗しないといった状況となったため、執行率が減少しているところでございます。

そして、令和4年度から令和6年度までにおけます配分額につきましては、次の9ページから11ページまでに記載しているとおりでございます。

続きまして、12ページでございますけれども、本交付金におけます事業プロセスを掲載しております。本交付金は、復興庁におきまして、一括で予算計上しております。その後、復興庁、厚労省、こども家庭庁、文部科学省に配分、各省庁において地方自治体等に配分後、地方自治体等から事業実施団体等に交付するという流れとなっております。

続きまして、13ページでございます。今後の方針を検討するに当たりまして考慮すべき課題を記載しております。

まず、コミュニティ形成に関する事業につきましては、高齢化による担い手不足といった地域が直面する一般的な課題への対応が求められている状況となっており、一般施策において、被災・非被災の分け隔てなく新たな担い手を確保することや、新たに創設された自治会・自治組織と既存の自治会などとの連携を図りながら、一体的に事業を進めていくことが必要と考えております。

そして、生きがいづくりに関する事業につきましては、本事業は被災者を対象としていますが、各種講座事業などとの連携を図ることで、被災や非被災の分け隔てなくリソースの有効活用を図ることができるのではないかと考えております。

また、被災者の見守りや心身のケアに関する事業につきましては、見守り人材のリソースが地域全体で少なくなっており、こちらについても被災・非被災の分け隔てなく人材を確保するなど包括的に対応することや、切れ目のない心のケアなどを行う観点から、地域における恒久的な体制の整備が重要と考えております。

最後に、県外避難者に関する事業については、経年とともに、県外避難者と被災地との関係が変化していくことから、両者の関係維持や構築に向けて避難者へのアプローチを考えていくことが必要であると考えております。

続きまして、14ページでございますが、こちらが被災者の心のケア支援事業について、平成30年度の行政事業レビュー公開プロセスの対象事業となっておりまして、資料に記載の2点について御指摘をいただいているところでございました。

1点目が、事業で得られたデータを有効活用するため取りまとめを行うという御指摘でございますが、こちらについては、平成30年度から令和2年度等に調査研究を実施し、本事業における活動実績の整理・分析等を行って、関係自治体に共有しているところでございます。

2点目が、将来的に市町村に返すということを念頭に、今から体制等について検討を行

うという御指摘でございます。こちらにつきましては、調査分析結果を交えながら、地域移行に向けてのヒアリングを進めているところでございまして、引き続き各県と意見交換をしながら検討を行ってまいります。

そして、15ページでございますが、最後にロジックモデル案について御説明いたします。今回は本交付金の事業のうち、コミュニティ形成支援事業を例にロジックモデルを御説明いたします。

コミュニティ形成支援事業におきまして、本事業を実施するために投入するインプット、資源といたしまして、自治体や自治会、NPO等の支援団体というものでございます。

こうしたインプットにより実施される活動としては、自治体や自治会では災害公営住宅内のコミュニティの形成の活動を支援すること、そして、NPO等におきましては、住宅内のコミュニティ形成や住民と既存の地域コミュニティとの融合を支援するための人材の派遣が挙げられます。

こうした活動の結果、生み出されるアウトプットといたしまして、公営災害住宅等における自治会準備会の結成が効果として挙げられ、移転後の住民同士の交流や自治会活動の活性化の促進が効果として期待されます。また、コミュニティ支援員の配置によりましては、地域住民のコミュニティへの参加モチベーションの向上がもたらされることが期待されます。

この効果によりまして、中間アウトカムの部分でございますが、災害公営住宅等におけるコミュニティの維持・定着や、住民と既存の地域コミュニティを融合した新しい自治会の維持・定着がさらなる効果として期待されます。

そして、最終的には、被災者の孤立等を防ぐ包括的な社会の形成を目指すというロジックモデルとしてございます。

以下は参考資料、各事業の概要をつけてございます。

御説明は以上でございます。

○原参事官 ありがとうございます。

それでは、質疑に移ってまいります。これまでの説明を受けて、御質問等のある委員におかれましては、挙手いただきますようお願いいたします。なお、発言の際には、マイクをオンにして発言いただきますようお願いいたします。

それでは、池田委員、よろしくお願いします。

○池田委員 御説明ありがとうございます。

1つ質問させてください。8ページですね。執行率が低調となっている要因ということで下線が引かれている、要は、新しいニーズに柔軟に機動的に対応できるように予算を確保していたが、結果として当初の想定ほどのペースで自治体からの需要の増加が進まなかった、これによって執行率が低いということだと思うのですが、この当初の想定ほどのペースで自治体からの需要の増加が進まなかった理由はどのようにお考えかということと、その後の対応といたしますか、そこについてどのような対応をされたのかということの御質

問です。

先ほど平成30年のこの14ページですね。ここでも事業で得られたデータを有効活用するため取りまとめを行うところの答えのところに、データを取られていて、活動実績の整理・分析等を行って、自治体に共有しているという話があったと思うのですが、こういったデータから想定どおりに需要の増加が進まなかった理由をお考えになって、その後は何か対応を取られているのではないかと思います。そこをお聞かせいただければと思います。よろしくお願いします。

○復興庁担当者 ニーズの見込みどおりでなかった部分につきましては、事業のニーズにつきましては、既にお答えをさしあげたとおり、いろいろな形でヒアリング等でお伺いしているのですが、そこに出てこない、要するに、ヒアリング時点では具体化していないものもある意味で想定をして予算化しているところもございますので、まさに想定の部分で、その想定がかなり上回っていたということでの問題点と捉えております。

対応といたしましては、これはどの時点でも想定ですので、かなり上振れしてしまう可能性が残ってしまうのですが、その後の予算額を御覧いただきますと分かると思うのですが、まさにその辺の見込みの額について精査を進めているところでして、全体として予算額についても、もちろんニーズ全体も少しずつ下がってきていることはございますけれども、予算額の全体の額についても相当絞り込んできている状況でございます。ただ、予想どおりニーズが出てこないところについて重く受け止めておりまして、今年度以降も当然予算の精査をするのですが、ここにつきましては、今回の御指摘も踏まえまして、かなり厳しく細かく見込みを見積もっていきたいと考えておりまして、御指摘を受け止めて前向きに対応させていただきたいと思っております。

○池田委員 ありがとうございます。

14ページの平成30年の本事業における活動データから得られた知見はおありになるのかどうかはいかがでしょうか。

○厚生労働省担当者 厚生労働省でございます。

平成30年度公開プロセスにおきまして、行いましたデータの集計等による分析、各3県に対してその状況等を分析したものを共有させていただきました。その状況におきまして、それぞれの各県の心のケアの事業における課題等が浮き彫りになり、それに対してどういう対応をしていくかを検討いただいたということになります。

例えば岩手県ですが、地域全体で専門的な人材が少ない状況にあったということが分析でき、医療機能が脆弱であるという理由も明らかになったと。その心のケアセンターが地域全体の保健医療の精神保健部分を支えている状況にあって、直ちに地域の精神保健医療機能で担うことが難しいといった課題が現実的にあることが分析等で分かったということになっています。また、被災者や震災に特化した専門性のスキルが地域になかったという状況から、地域の機関や職員が代替することが難しい現状が見てとれたので、それに対するどういう取組をするか、それ以降、岩手県、復興庁、厚労省も含めて一緒に検討してい

る状況になっています。

また、宮城県におきましては、地域の精神医療機能への移行の検討を実際に進めていることになってはいますが、被災者の心のケア支援に必要な人材育成、専門性の向上については、取組としての実績は上がっていて、心のケア事業に特化せずに通常の相談支援の中に移行していくような方向性が大分出てきている状況ではありますけれども、そういった中でも課題が見つかっていて、人材育成もしくは専門性の向上については、コロナ等の影響もあったというのはあるのですけれども、研修等の取組が若干遅れているかといったことが分析によって明確になったということで、さらなる支援がある意味で必要な部分が明確になったという指摘を受けております。

福島県なのですけれども、心のケアセンターにおける訪問支援、来所相談のニーズが高いということでございます。必要とされる専門人材がこちらもなかなか確保できず、不足する状況がその分析から見てとれるというところで、地域の精神保健医療機能で担うことが難しいというのも、ほかの県同様に課題として明確になったと。さらにそこに、皆さん御存じだと思いますけれども、原発事故による長期にわたる避難者を抱えている状況で、なかなか解決へのめどが立ちにくい状況の方もいらっしゃるという課題があるところが明確になっている。

それを踏まえまして、例えば福島県であれば、その支援のガイドラインの冊子を令和2年度にまとめられまして、各相談の一般の相談も含めて資料を配付して、事例ケースを参考にしながら現場でのやり取りをして、必要な方については医療機関へつなげるとか、もしくは心の相談から実は生活的な苦しさがあるということで地域の自治体を含めた福祉的な相談窓口につなげるとかといった対応をする形で、マニュアル的なものをまとめた上で活用されるといった取組を行っているということで、ある一定の心のケアに係る事業の成果は見てとれているのではないかという分析をさせていただいております。

そういった中でも、財政面や体制面で課題を抱える地方の市町村レベルの自治体等にこういうことも含めて対応をある程度できるような体制を確保することは、それぞれの自治体も検討したいということの流れはあるのですけれども、体力的な面ですぐにそういうことに対応できるかということ、なかなか早急な対応が難しいということも現実的な問題としてあるということで、丁寧にそういった部分は進める必要があるのではないかということで、まさに令和7年度までの第2期復興計画に基づく対応の中で、その後の対応についてどう進めていくことができるのかについて、被災3県と復興庁、厚労省も含めてヒアリング等を現在も継続的に実施をさせていただいております。そういった中で、それぞれの自治体で抱える課題もしくは成果があったことを含めて意見交換をしながら、今後の在り方について現在も検討が進められているというのが現状でございます。

以上でございます。

○池田委員　ありがとうございました。

○原参事官　阿部委員、よろしくお願いします。

○阿部委員 丁寧な御説明をどうもありがとうございました。

今、最後に御説明いただいた部分と関係すると思うのですが、本件は心の復興を図るという意味において、心のケア事業だけではなくて全体として第2期復興・創生期間におけるコアとなる事業だと私は考えております。

ただ、資料の7ページに書いていただいたとおり、特にこの1番の地震・津波被災地域において、第2期復興・創生期間においてその役割を全うすることを目指して行っている一方で、それをどのように将来的に市町村に移管すべきか、その具体的なソフトランディングの方策を見極めていく必要があると思います。

そのためにも、この事業に関して、各メニューについての定性的なアウトカムのみならず定量的なものも設定していく必要があると思います。過去の行政事業レビューにおいて議論させていただいたところなのですが、難しいことは理解できますが、定量目標を設定して、それがどの程度復興が進んだのか、客観的に進捗の状況をはかる必要があり、そこから問題点とか課題が浮かび上がってくると思います。そういった定量的な目標設定についてのお考えと、目標設定に向けてどういったポイントをこれから検討していくべきか、その辺の御意見を聞きたいと思います。

○復興庁担当者 ありがとうございます。

事業全体についての考え方というお尋ねと理解しております。定量的なアウトカムの設定につきまして、これが難しいという事情につきましては、この十幾つの事業につきましては、いずれも人の心や内面に関わる事業内容が多うございまして、その中でどのようなところがある意味満足な状態であるとか、期待されるものというところが、人それぞれかなりばらばらなところがございます。ですから、いろいろなアンケートあるいは活動の状況をお伺いしても、人それぞれによって捉えが違う場合も当然多うございまして、そういう意味で、全体を1つの何かの指標や定量的な数値で推しはかることがなかなか難しいところはあるのですけれども、今回事前勉強会からいろいろ御指摘をいただきまして、私どももできる限りこの事業の効果検証といいますか、効果測定を進めたいという思いは同じでございまして、できる限り定量的な数値といいますか、効果の測定が可能になるように引き続き検討してまいりたいと思っております。今日これからもいただきます御指摘も踏まえながら、そこをしっかりと検討してまいりたいと思っております。

○阿部委員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○原参事官 それでは、伊藤委員、よろしくお願いいたします。

○伊藤委員 伊藤です。よろしくお願いいたします。

先に、お二方から出ていた心のケア事業から入らせていただきますが、私、30年度の公開プロセスでもこの事業を担当いたしました。先ほどからの議論は6年前も同じだったと思っております。あのときもどう移管するのかという話、当時の御担当の中での問題意識でも、いつまでも10分の10の補助で継続することではないだろう、ですから、どこかのタイミングで移管、これは復興期間ということも含めながら移管を検討しなくてははいけない

というお話があって、6年たって今のお話でいくと、言葉尻ではないのですけれども、移管の検討というところは検討のまま変わっていないのかと思ったのです。

何かが変わったかと思って数字を見てみると、予算額も実はそれほど変わっていないのです。予算自体は18億から13億なのですが、執行額というのか、決算でいくとそれほど変わっていない。相談件数は一回上がったのですけれども、もう一回落ち着いている状態だというのが、まずファクトかと思っています。

受け止めの中で、6年たって、最終的にはそれぞれの都道府県に引き渡したいけれども、状況がまだ変わっていないので検討が続いているということなのか、何か事情の変更があったのか、そこはいかがでしょうか。

○厚生労働省担当者 厚生労働省でございます。

検討という形でしていますとお話をさせていただいたのですが、恐らく前回のときよりも各都道府県によって、各都道府県といっても3県しかないのですけれども、3県の実情によって出口の部分はだいぶ違っているという認識があります。

福島県につきましては、相談の内容が前回よりも恐らく複雑化しているのと長期化している中で、件数があまり変わらない状況にある部分ではないかというのが、これまでのヒアリングを通して、もしくは県とのやり取りの中で感じているところです。

逆に、ここで約束はできませんけれども、方向性としては、宮城県につきましては、実際に心のケアセンターへの相談件数等についての実績は確実に落ちてきている。落ちてきているというのは、相談件数がなくなったというよりは、まさに委員の先生方も言われましたけれども、一般の施策、通常のそれぞれの相談できる精保センター、各都道府県等に必ず1か所以上設置をされていますけれども、そういった機関を通じる相談へ流れていたり、もしくは当初の震災に基づく相談が、そういう色が薄れてきて、一般相談の中でという形での解決になっているという方向性は見えてきている感じがしております。勝手に厚労省が一人で先走って話をするようになってしまうと申し訳ないのですけれども、そういう違いは出ているのかと。

逆に、岩手県につきましては、宮城県と同じような状況に進むような方向性もありますけれども、意外と相談の件数自体は大きく変わっていないというか、維持されているような状況にあるという形で、3県それぞれの特徴があるのかとは思っています。

前回のときのような形で、さあどうしようかということでの検討から何も進んでいない状況、分析がされていない状況ではないと認識しております。

○伊藤委員 ありがとうございます。

今の変化、とてもよく分かりました。その上でというのか、移管の仕方も継続するかやめるかという2択だけではないのかと思ってしまして、福島の就業に特化したほうのセンターですけれども、お話を伺っていても、まさに同じようにかなり多様化している。13年たってなかなか就職活動にまで行けていない方は、本当に7回、8回の相談を繰り返してようやく次のステップに行けるぐらい時間がかかるというお話を伺いました。そのときに、

国の役割として、国の事業としてやるということだけではなくて、県の事業の中に補助をする、この補助の仕方も10分の10のほうがいいのか、段階的に補助率を上げていく考え方、だから、そういう2択だけではないやり方はあるのかと感じました。最後は意見として申し上げたいと思います。

もう一点だけ、これは全体に関わるところになるのですが、28年度から今の総合交付金の体系になっていて、事前の勉強会の中でも少し御質問をして、私自身もどれだけ調べても、この束ねたことのメリットは何なのかがまだ自分の中で見えていないところがありまして、一般論でいくと、事業は少し大きくりにすることによって3県は使い勝手がよくなる、使い勝手がよくなると効果的な事業運営ができるという一つのストーリーがあるかと思うのです。ただ、この間お話を伺っていたり、この間視察に行っていて感じたのは、実は総合交付金という見方というよりは、心のケア事業やコミュニティ形成事業というように、個別の事業で見たままではないのかという懸念を持ったところがあるのですが、改めて総合交付金、このように復興庁が幾つかの省の事業を束ねてやることのメリットはどこにあるかをぜひ教えていただきたい。加えて、28年度から約8年間やっている中での効果が見えてくれば、これまさに説得力があると思うのですが、そこはいかがでしょうか。

○復興庁担当者 お答え申し上げます。

おっしゃっていただいたとおりのことでございますけれども、事業計画を提出していただくことを一括して復興庁がお受けする形で、それぞれの自治体としては一連の支援として1つにまとめて事業計画を提出して進めることができることが大きなメリットだと考えておるところでございます。最終的には、復興庁が中心となりながら各省庁において事業を執行させていただいているところでございますけれども、確かにそれぞれの事業の中で課題はあると考えておりますので、本来の趣旨である切れ目のない被災者支援を行っていくという観点から交付金を一括でしておるところでございますけれども、より効率的な運営が可能になるように、今後メニューの在り方についても各関係省庁とも連携して検討はしてまいりたいとは考えております。

○伊藤委員 これはなかなか難しいということは前提の中ではあるのですが、今日はコミュニティ形成支援事業のロジックモデルをつけていただいている、こちら自体も指標化が必要だとは思っています。ただ、個々のメニューだけではなくて大本というのか、全体を束ねている総合支援交付金事業としてのロジックモデルが見えてくると、これはつくるのは大変だと思っているのですが、これがつくれたら復興庁が各省を束ねて1つの事業計画の中でやることの効果がより明確になるのかと思うのです。

言い方を換えると、このロジックモデルがつくれなかったら、束ねることの意義が見えてこないのかもしれない、もしかしたら個別にやってもらっているほうがよりきめ細かなことができる可能性だって出てきてしまうのではないかと思いますので、言いつ放しも変なのですけども、そこをこれから考えていけばいいかと思いました。

○復興庁担当者 御指摘いただいたとおり、1つの交付金としての1つのロジックモデル

といいますか、そういったものを検討できるように、復興庁としても考えてまいりたいと思っております。

○原参事官　ほか、御意見等はございますか。

それでは、林委員、よろしくお願いします。

○林委員　2点あります。

1点目は、今の事業として束ねたことの効果に関してです。9ページを見ますと、事業別の配分額で大きいのが復興庁の4番の被災者生活支援事業と厚労省の被災者見守り・相談支援事業ですね。今回6ページで支援員等の整理をしていただいたのですが、この1－（4）と2のところ大きい、そして、支援員の人数も多いわけですが、率直に言って、この2つの違いがよく分からないところがあります。

まずは端的にはその御説明いただきたいのと同時に、違いが外から見たら分かりにくいということは、似通っているとすると、自治体はどうこれを使うのかというところが出てくるので、そうすると、先ほどの議論どおりに交付金としてまとまっていることのメリットなのですが、例えば自治体は何らかの形でこうやって支援をする人材が必要であるとか、あるいは本来は個別の話とコミュニティをつくるという話はくっついているというか、連続している話だと思うのですけれども、それで1つの事業計画という形で出してくているのだと思うのですけれども、それを半ば復興庁あるいは厚労省、文科省で細分化してしまっているというか、そういう形になってしまっているのですか。つまり、せっかくみんな連携しているから1つの事業計画で出してくているのに、それを1つのものとして補助するような仕組みができていないのか、まず1つ目、お聞きしたいところです。

2つ目ですが、アウトカム指標の話なのですが、今回レビューシートにまだ指標が整理できていない段階なので、今後御検討されるということだと思いますけれども、実際に現地に行ってみて分かったことが、先ほども相談内容が非常に多様になってきているという話がございます、今までアウトカム指標で事前勉強会などで出てきていたのが相談件数などだったわけですが、聞くと、本当に先ほど出てきたように、10年間職に就いていないような非常にそういう難しい話と、一般的にコミュニティの中で発生する課題であったり、あるいは孤立・孤独みたいな過疎地域ではどこでもあるような、非常に難しい問題けれども一般化したような課題もあって、相談員の方がある種聞くことによって相談事項が出てくる形になっているので、相談件数を見ていると、なかなか本当に問題が解決しているのかどうかは実は分かりにくいというのがあることが見えてきました。そうなったときに、一般的な地域と比べて例えば孤立・孤独の問題がどうであるのかとか、被災地であるからこれだけ件数が多い、あるいはこれだけ課題が複雑だ、そして、それが事業によって解決されている、そのようなアウトカムの指標をちゃんと考えて出していないと、どの段階でやめるべきなのかどうか判断が付きにくいと思うのです。その辺りを今後どのように検討されていくのかについて、ぜひコメントいただければと思います。

以上です。

○復興庁担当者 ありがとうございます。

最初の御質問で、まさに事業を束ねた効果といいますか、各省庁事業がいろいろある中で、交付金として一括にしております、それが結果としてはばらばらのまま、細分化されたままではないかという御指摘でございますけれども、活用される自治体におかれては、恐らくその都度いろいろな政策課題があって、それぞれその課題に一番近いメニューを活用される。どの課題が一番近いかというところである事業を使われたり、あるいは併用されたりとか、その辺のどこに重きを置くか、あるいはいろいろな意味でウエートをどこに置くかも自治体の自由度に任せているのがこの事業の設計だと思いますけれども、先生の御指摘のとおり、相談員の在り方も対外的には非常に分かりにくいとか、あるいは重なりもあるのではないかと。実際に相談員として外を回ってお悩みを聞くという意味では、共通する部分がないとは言えない部分もございます。今回7年度というタイミングで事業の在り方を御指摘もいただきながら考えていくタイミングだと思っておりますので、先ほどお話をさしあげたとおり、メニューの見直しに当たっては、そういった効率的な実施ができるような、自由度を高めるという意味である部分の重なりはある場合もあると思うのですけれども、対外的に活用が分かりにくいとか、そういうことはないように、調整をして改善に努めてまいりたいと思っております。

アウトカム指標の件、ありがとうございます。まさに相談件数だけでは推しはかれないというか、見えない部分が多々あるというのは、私どもも実際の現場のお声あるいはいろいろな資料等も拝見しながら感じているところでございます。先ほどお約束さしあげたとおり、アウトカム、アウトプット等の具体的な検討を加速してまいりますけれども、その際に把握をしていくべき実態といいますか、データの詳細の部分につきましては、おっしゃったような質的な部分の確認といいますか、深掘りが必要だと痛感しております。ここにつきまして、今日いただきました御意見も踏まえてできるだけ速やかに対話しながら、現場の状況がクリアになる、そして、全国の状況などと比較できるような質的な指標と申しますか、メルクマールを探していきたいと感じております。ありがとうございます。

○原参事官 ありがとうございます。

大変恐縮ですが、質疑、議論の終了時間が近づいておりますので、各委員におかれましては、お手元のコメント用紙の記載を始めていただければと思います。

なお、まだ時間はございますので、御発言されていない先生方、よろしいでしょうか。

吉村先生、先ほど挙手されていましたが。

○吉村委員 いろいろ御説明をありがとうございました。

今のアウトプット、アウトカムの指標の設定なのですが、この事業が被災者の支援という目標であるとするならば、どれだけこの事業が被災者の間で知られているかどうかという認知度も一つの指標になるのではないかと思います。そして、そこから実際の具体的な相談につながった件数についてもアンケートなどをお取りになっているということを伺いましたので、そういうデータはありますかという点をお聞きしたいです。

もう一点は、実際に現地に視察に行かせていただいて気づいた点なのですが、相談内容が本当の意味で被災者の支援に限定されるのかどうかがよく分からないのです。そのとき、被災者の定義が県民だということだと伺いましたけれども、そうすると、よろず県民相談のようなことになっているのではないかという疑いを払拭し得ないのです。復興特会という予算の性質を考えるならば、もう少し絞っていく、そういう政策もあり得るということだと思うのですが、こういう点についてどうお考えになっているか、ぜひお教えいただければ幸いです。ありがとうございます。

○復興庁担当者 ありがとうございます。

アンケートにつきましては、現場現場で様々な形で取られていると承知をしておりますが、残念ながら全て御提出いただいているわけではないので、全て網羅的にという範囲というよりは承知している範囲になります。私が承知している範囲では、この事業が国事業で行われているかというところについてお尋ねしたものは、特に記憶はなかったと思っております。ただ、今、御指摘いただきましたとおり、そういった認知度という観点につきましても、今後データを取る際の参考にさせていただきながら、検討させていただきたいと思っています。

もう一つ、今のまさに震災由来ということで、ややもするとよろず相談的になっているのではないかと。現状は先生のおっしゃるとおり、震災直後の震災そのものの状況からの御相談から、今はまさに震災由来であることが必ずしも分かりづらくなっているというのは、これは一般的な傾向としてあるのかと捉えております。私どもとしては、いろいろな個々の実情があるので、一概にそれが震災由来でないとか、そういうことを申し上げるのはなかなか難しいものの、そういった震災由来であるかどうか捉えにくくなっていることが、13年という時点を経過しての全体の変化かと思っております。そういった変化をどのように捉えていくか、これも定量的に捉えるのは難しい部分はあると思うのですが、重要な変化なのかとは捉えております。

○吉村委員 その変化を、平成30年度行政事業レビューで指摘されたとおり、この事業の見直しといいますか、そこに具体的につながるようにぜひ考慮していただければ幸いです。いきなり令和8年が来たのでそこでゼロになるということではないと思いますので、徐々に縮小していった最終的には令和8年度に一つの形に集約されるというイメージを私は持っておりました。しかし、今までのお話を聞いていると、まだ全然検討中で、令和8年にいきなりゼロという断絶が生じるようなイメージを持ってしまったのですが、いかがでしょうか。

○復興庁担当者 説明が不十分で申し訳ありません。先ほども心のケアの事業でいろいろな調整をしているという御説明をさしあげたところですが、それ以外の事業におきましても、今年度に入りましてからも2回ほど、今の実施事業の特に地震・津波地域については、今後も引き続き事業を考えていらっしゃる事業を対象に全てヒアリングを行いまして、現状について丁寧に把握をさせていただきながら、その中で今後の方針も、先ほど御説明し

たとおりでございますけれども、いきなり8年度に終わってそこでストップということは考えていませんで、まさに施策の必要性を考えていただきながら、私どもとしても一般施策への移行についてどのようにお考えになっているかをお伺いし、さらに、一般施策の移行に当たって様々な配慮あるいはどのような移行方法があるか、資料等でもお示しをしましたけれども、そういったものについて情報提供さしあげていると。その中で、例えばこの事業についてはこういう課題がないかとか、そういうお声もあるので、そういうものについては所管省庁等につなげていただきまして、調整をさせていただく。こういった細かいやり取りをさせていただきながら、必要とされる地域で必要とされている取組がいきなり途絶えるということではなくて、必要な取組は地域の一般的な施策の体系の中で進められるように、私どもも併走する形でお話を伺わせていただきながら、調整させていただいております。

○吉村委員　ぜひそこは地方公共団体の御協力の下に、最終的に落ち着くべきところに向けてどのように集約していくのか、そういう工程表を復興庁さんなり中央、国の方々のイニシアチブでつくっていただくととてもいいのではないかという感想を持ちました。どうもありがとうございました。

○原参事官　ありがとうございます。

時間が迫っております。コメントを記述された委員におかれましては、回収に参りますので、お渡しいただければと思います。

伊藤先生。

○伊藤委員　シートを書くに当たって、もう一個だけ、すみません。コミュニティ形成支援事業なのですが、今日は案としてロジックモデルもつけていただいている、被災・非被災にかかわらずという記載もいただいているかと思うのですが、これはまさにコミュニティをどうこれからつくっていくかというのは国では分からなくて、県というよりはさらに基礎自治体が抱える課題だと思うのです。何を言っているかというと、このロジックモデルを国がつけることがそもそも現実的なのだろうかというところがあって、一般的に自治会への支援はまさに市町村がやっている事業、ただ、明らかな特殊事情は、この間見せていただいた岩沼もそうでしたけれども、集団移転をするとか、一旦コミュニティが分散しているものをどうつなげていくか、これは特殊的な課題があるから、復興庁としてやっているのだということだと思うのです。

実際に金額ももともと28年度は9億円だったところから今は半減ぐらいまでしていることを考えると、13年たってこのニーズはだんだん低下をしてくるのではないか。これは決して全ての地域でコミュニティが形成されているからということだけではなくて、別に被災をしているかしていないかにかかわらず、今、地域自治組織は自治会の加入率も含めて低下をしているから、形成されていなかったとしてもニーズがだんだん低下をしているかと思うのです。さっきの心のケアとも少し似ているのですけれども、ここはある程度どこまでやるかは考えながら、被災した3県の地域全てでコミュニティを形成するまでこの

支援事業を続けるとなると、ほぼ未来永劫になりかねないと思うのですが、ある程度の復興という視点でのコミュニティ形成は区切る必要があるのかと感じるのです。岩沼は本当に最大のベストプラクティスだと思うのですが、あそこまで行くケースはそこまで多くはないことも考えたときに、今から考えていく必要はあるのかと思うのですが、いかがでしょうか。

○復興庁担当者 ありがとうございます。

岩沼の事例を御覧いただきまして、ありがとうございました。まさにコミュニティもそういう意味でいうとこの被災地のコミュニティというところでございましたけれども、被災地でないコミュニティはあって、そこでも例えば担い手がない、高齢者が多くなっている、見守りしなくてはいけない、いろいろな課題があるわけですが、被災地のコミュニティを形成していったら、恐らくいろいろな課題や必要な取組はいつの時代でも継続していくと思いますけれども、被災・非被災分け隔てなく、いずれも同じような共通課題はあるわけで、そういった課題が同じような状態になってきた。そういう意味では、地域で一つのコミュニティ施策として同じように取組ができる体制がつくれていくようなタイミングが目指すべき状態なのかとはうっすら思っておりまして、そういった体制につなげていく、そういうことを目指して当面の特別な取組をしていくと、そのように理解をしております。

○伊藤委員 もう最後にしますが、岩沼でお聞きしていて、あそこの地区はなぜあそこまでである意味成功ができたか、これは平時にもととのコミュニティのつながりが強かったというお話を伺って、そこはあそこの地域の特殊性ということだけではなくて、一般的にも従来からのつながりが強いからこそ何かあったときにもそれが維持できるところかと。それを考えたときに、同じ話になってしまいますけれども、全ての被災地域で同じことができるかという、多分それは難しいというところは念頭に置きながら、この事業を実施していくことが必要なのかと思いました。

以上です。

○原参事官 ありがとうございました。

今、委員の方々からいただきましたコメントを確認しております。しばらくお時間をいただければと思います。

○阿部委員 まだ取りまとめまで時間がかかりそうなので、感想を述べさせていただきますと、この事業はソフト事業ということでございまして、包括的な支援策としてパッケージになっているからこそ、利用者にとって利便性が高い、使いやすいのではないのかと思いますので、利用者の観点に立って、事業がパッケージとしてからまとまっていることのメリットを再度確認いただくとよろしいのではないのかと思います。

もう一点は、将来的に相談件数が減るかどうかなという文脈の議論では、現地で伺ったところだと、最近住宅融資関連の返済期が始まって、なかなか返せない方が多くいらっしゃるのか、働く機会がないので返済ができないとか、そういった様々な問題を抱えている家庭環境の中で、多くのお子さんたちが心の悩みを抱えている状況がうかがえます。し

たがって、相談件数は、将来的にも、ますます増えることがあっても減ることはないのかと思います。一方で、復興特会を使つての支援ということでございますので、市町村との協業をどういう形で図っていくのが大事なポイントであると私は考えております。そういった点を今後の課題として検討していただければと思います。

○復興庁担当者 ありがとうございます。

最後にいただきました自治体との連携は、この事業は当然のことなのですが、特に地域のニーズや住民の状況、コミュニティの状況を把握しているのは自治体でございますので、そういった意味で、自治体との連携がより進むように事業の在り方、今もやっているのですが、そこはしっかり押さえて事業の改善に努めてまいりたいと思っております。

○原参事官 非常に闊達な御意見をいただきまして、コメントもかなり多岐にわたっております。今、急ぎまとめているところでございます。今しばらくお待ちいただければと思います。

なお、御意見等をいただきましたけれども、せっかくこの時間がございますので、もし何かありましたら引き続きいただいてもよろしいかと思ひます。

伊藤委員。

○伊藤委員 この交付金の事業は、この事業をやめるかやめないかの判断は自治体側に委ねられているものかと思うのですが、復興庁側として、国として、別にこれを一律にやめるやめないということだけではなくて、例えばこの県のこの自治体の今、行っているメニューについてはある程度達成ができていますので3年をめどにこうしようとかというコミュニケーションはもともと図っているものなのか、その辺はどうなのでしょう。

○復興庁担当者 現状におきまして、今年度も例えば津波・地震被災地域におきまして、各事業を実施されている、そして、引き続き事業を実施したいと考えていらっしゃる自治体のヒアリングを通じて状況をお伺いしているところでございまして、それぞれの自治体のそれぞれの事業について何年度において一般施策に移行しますよとか、そのようなお話をお伺いしながら、個々の事業について1つずつ詰めていくというか、そういった作業をしているところでございます。

○伊藤委員 岩沼の事例はすごいと改めて思ひて、交付金を受けている側からして、もうある程度大丈夫ですとはなかなか言えないと思うのですね。お聞きしていたら、別に昨年度で終わることをある程度決めていたわけではなくて、何度も自治会とコミュニケーションを図る中で、ある程度これは達成できたとなったとお聞きしていたので、全てがそうであればもちろんいいとは思ひのですけれども、自治体側は常に住民の皆さんと密接に関わっているからこそ、ある程度復興のフェーズが終わったのだとはなかなか難しいからこそ、どこかのタイミングで政府、国側からもそういうサジェスチョンをすることも必要なのかとお聞きして思ひました。

○復興庁担当者 ヒアリングを通じて、そういったコミュニケーションを自治体とも図っていきたく思ひております。ありがとうございます。

○原参事官 今、文書を清書しております。大変お待たせして恐縮ですが、今しばらくだけお持ちいただければと思います。

取りまとめコメント案につきましては、今、一通りいただいたコメントを取りまとめてまいりました。阿部先生のお手元にお届けしたところでございます。

阿部先生、準備がよろしければ御発表いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

○阿部委員 それでは、被災者支援総合交付金に関しての取りまとめコメント案をこれからお話しさせていただきます。

まず、コメントといたしましては、5点ございます。

1点目は、発災から13年経過する中、交付金事業全体としてのロジックモデルを作成するなど目指すべき姿や目標、事業の方向性を明確にし、事業を束ねることの効果を検証しつつ、一般施策との整理を行い、復興施策でなければならない事項を明らかにし、各被災県の状況も踏まえて、復興施策として何をいつまで行うのか、具体的に検討すべき。

以上が1点目でございます。

2点目、本事業は複数の事業メニューで構成されるが、類似点を整理するなど、事業メニューの整理・統合を進め、自治体の計画が複数事業でシームレスに支援できるように、不用率が高い状況に鑑み、見直し、精査等により事業を真に必要なものに絞り、予算を適正化すべき。

これが2点目です。

3点目、事業の効果検証のために、事業メニューごとにレビューシートを作成し、事業全体としての方向性も踏まえて事業メニューごとのアウトプット（活動目標・活動指標）や極力定量的なアウトカム（成果目標・成果指標）を設定すべき。アウトカム指標は、全国で見られるような一般的な状況を超えるような課題状況について、それが解決している程度を示せるように工夫すべき。また、アウトカムの進捗をモニタリングしながら地方自治体へ移管計画を立案し、適切なタイミングで移管を実現していただきたい。

以上が3点目でございます。

4点目、事業の効果を高める観点から、事業実施地域やコミュニティの実情を把握している所在自治体との連携が必要不可欠であると考えられる。現状、復興庁がNP0等に直接補助している事業については、自治体との連携に課題が多く見られるため、事業の在り方を改善する余地がある。

4点目です。

最後、5点目、特定の事業実施団体への包括的支援という状況にならないように、復興庁及び地方公共団体による事業実施団体への常時または随時のコントロール、監督体制を整備すべき。

以上でございます。

その他、意見が2点ございますので、ここで御報告申し上げます。

その他の意見として、1点目は、事業で得られたデータを活用、検証し、ニーズに合致

した予算の振り分けを行い、適正な予算を組むことで執行率の向上を図っていただきたい。
以上が1点目の意見。

2点目の意見としましては、心のケア事業について、3県の状況が異なっていることを踏まえ、一律ではなく3県それぞれで対応を検討する。県によっては、10分の10の補助率から段階的に引き下げていくことも検討すること。

以上でございます。

先生方におかれましては、以上の取りまとめ案について、御意見等ございましたら御発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、御案内申し上げましたコメント案を本事業に対する結論としたいと思います。

復興庁におかれましては、本件を踏まえ、所要の改善をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○原参事官 阿部委員、コメントの取りまとめをありがとうございました。

被災者支援総合交付金の議論はここまでといたします。

大変仕切りが悪くて恐縮でございます。時間が押してしまいました。次の事業の議論に移る前に、説明者の入替えに少しお時間をいただきたいと思います。休憩時間、時間が押しておりますが、5分間、そちらの部屋の時計でいいますと、45分まで休憩を取りたいと思っております。

それでは、45分に再開ということで、よろしくお願いいたします。

(休 憩)

○原参事官 大変お待たせいたしました。

それでは、2つ目の事業、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金、こちらの議論に移ってまいります。

まず、事業所管部局である経済産業省から、事業概要の説明、論点及び事前にお伝えしている外部有識者委員の方々の関心事項等についての説明を、10分程度で簡潔に御説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○経済産業省担当者 経済産業省でございます。

インターネットで見ている方にも分かりやすいように概要を説明させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

パワポの資料でございます。1ページ、今回対象になっております自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金でございます。足元の令和6年度予算額で121.8億円となっております。こちらは東日本大震災で原子力被害を受けられて、浜通りの12市町村は企業や住民の方々が避難されたと。そうしたところに、避難解除された地域に再び工場を呼び込んで新しく雇用をつくっていかう、結果として帰還を促そうという目的を持っている事業でございます。

左のほうの事業の内容でございます。基金総額、今まで平成28年度から始めさせていただいております、総額で1170億円の基金を積んでございます。詳細な内容については、次のページで御説明させていただきます。

2 ページ、この補助金でございますけれども、3つの類型があります。

1つ目の類型が、製造・サービス業等立地支援事業というところで、幅広い産業に使っていただくいわゆる基本のタイプの補助金でございます。こちらは対象地域12市町村と、まさに原子力災害を受けた地域、避難指示が出た地域になってございます。

一方で、右側に書かせていただいております地域経済効果立地支援事業、こちらは令和3年度から開始させていただいております。1つ目は、後ほど御説明させていただきますけれども、福島イノベーション・コースト構想、浜通りの12市町村で新しい産業をつくっていくという自治体と国で一緒につくった計画、重点分野はこちらに書いてございます6つがございまして、その分野に該当するものについては、12市町村の外に3つの市町村、新地町と相馬市といわき市があるのですけれども、そちらに立地した場合も支援をしようという意味で、この分野に限って地域を広げた類型がⅡの1という類型になってございます。

また、Ⅱの2のほうですけれども、Ⅰの製造・サービス業等立地支援事業を進めていく中で雇用要件をなかなか達するのが難しいという声があったことを受けて、令和3年から、若干雇用要件を緩めるのですけれども、一方で、経済要件という形で地元企業の取引やその企業自体の付加価値を高めていく、そうしたことを新しく課すという類型になってございます。こちらは12市町村が対象になってございます。

そして、3 ページが、商業施設等立地支援事業ということで、こちらは完全に毛色が違う事業なのですけれども、基本的には自治体がテナントが入るような施設を整備して、その中に民間のテナントが入るような設備を自治体が整備する場合に使える事業になってございます。Ⅲの1がその自治体の事業で、Ⅲの2は民間でも同じようなことができる事業を用意したのですけれども、今まで採択の実績がない状況になってございます。自治体のほうはかなり使っております。

4 ページでございます。全体の事業の流れでございます。一般の補助金とそんなに変わらない進め方でございますけれども、例年4月から公募を開始しまして、なかなか申請書を書くのに時間がかかるというところで、大体7月初旬、3か月程度公募してございます。採択審査に2か月ほどかかって、9月下旬に採択先を決定、そして、そのまま年度末の3月まで交付申請を受け付けていると。2年目に交付決定を受けた上で事業を実施していくと。基本的にはこの2年目で終わらせる計画をつくっていただいているのですけれども、やむを得ない理由で超える場合は、3年目以降に事業完了という形で、その時点で精算して、その後5年間財産管理をしていくような事業になってございます。

5 ページでございます。具体的な支援の補助率や上限を書いてございます。基本的には上限は30億円と。ただ、知事が認めるような特別な案件については50億円まで出せる仕組

みになってございます。下にエリアごとの補助率を書いておりますけれども、復興の程度に合わせて補助率も変えております。ちょうど今年度新しい補助率、復興が進んだところは補助率を多少下げるといふ制度変更をさせていただいております。

6 ページでございます。この事業は先ほど申し上げた雇用要件がかかっておりまして、投資額に見合った新規の雇用をつくっていくことを企業にお願いしている、それを達成しないといけない事業になってございます。

7 ページ、新規の雇用の数え方の詳細な考え方がございますので、また後ほど見ていただければと思います。

8 ページ、目標でございます。こちらは当然企業が立地するので様々な波及効果はあるのですけれども、最初に申し上げたとおり、基本的には帰還を促すための雇用創出が目的でございますので、現在のアウトカムとしては一番右側にございます雇用の創出数、「働く場」の確保になってございます。当然自治体としてはこういう事業で企業を呼んで経済のいろいろな波及効果を目指しているのも、そうしたところも我々は見えていかないといけないと思うのですけれども、どうしてもこの福島の復興はいろいろな事業があるので、この事業だけの例えば域内の生産額の増加やGDPの増加を抽出するのが足元なかなか難しいので、現状は雇用の創出をアウトカムにさせていただいております。我々としてもここをもう少し考えていく必要があるかと考えております。

9 ページ、地域経済効果、こちらエリアごとに補助率は変わっておりますので、また見ていただければと思います。

10 ページ、11 ページ、地域経済のほうの要件になってございます。こちらは先ほど申し上げたとおり、雇用要件と併せてBのところですね。付加価値が上がっていく事業計画を進めていくような要件も課しておりますし、11 ページにありますように、投資額に合わせて地元企業にちゃんとビジネスを出していく、そうしたことも要件として課しております。ただ、この地元企業の要件がそんなに簡単ではないというところで、今のところ採択件数はそれほど伸びていない状況になってございます。

12 ページ、先ほど申し上げたとおり、こちら雇用創出をアウトカムとしております。

13 ページ、商業施設の説明ですけれども、こちらは案件もそんなに多くないので、割愛させていただければと思います。

14 ページ、我々の基金の管理についてでございます。基金残高ですけれども、現状、先ほど申し上げたとおり、事業完了が年度をまたいでしまったりするので、基本的には交付決定をした段階でどこかの段階で支出はしなくてはならないというところで、引当金を積むような形になってございます。

表のところ、分かりづらいですけれども、採択した額が一番左にあります1173億円、そのうち最初に交付決定した額を足し合わせたものが913億円、うち計画変更したのがありますので、それを踏まえたものがAというところになりますけれども、907億円程度になってございます。一方で、交付申請は出していただいているのですけれども、まだ交付決

定になっていないものがA´というところなのですけれども、119億円程度、一方で、事業が終わってお金を出したものがBのところでは355億円程度、一部確定した結果、使わなかった額がCのところにあるのですけれども、7億円弱となつてございます。その意味で、Dのところ、今後支出が見込まれるのですけれどもまだ支出に至っていない額が、この計算をすると大体663億円と。これが我々としては引き当てとして充てている額になってございます。一方で、基金、現状は幾ら残っているのというところではございますけれども、Eのところは805億円でございますので、事実上、今、引き当てがない部分、真水の基金の残っている部分がFでございます。ここは149億円と書いていますのですけれども、Cのところはダブルカウントされておりますので、実際にはここから7億円程度下がって142億円程度、今のところ引き当てがない基金の残高がでございます。

15ページ、それを細かく書いたページですので、割愛させていただきます。

16ページ、年度の見込みと実績というところで、かなり乖離が大きいのですけれども、どうしてもコロナとか、近年の資材高騰とかがあつて、基本的には年度末までに事業を終える計画を書いていたのですけれども、やむを得ず年度を超えてしまうような事業が出てくることが多いため、どうしても乖離率が高い事業になってございます。

17ページ、基金シートから保有割合の部分を貼っておりますので、見ていただければと思います。

18ページも先ほど御説明したので、19ページですね。自治体との産業戦略というところで、先ほど申し上げた福島イノベーション・コースト構想を福島県と12市町村と一緒につくっております、これに基づいて事業の内容をしっかりと進めているところでございます。

20ページ、幾つか具体的な事例でございます。かなり新しい、いろいろな産業に使われておりますので、電池の材料をつくっていたり、繊維の工場があったり、ワクチンの製造工場、そうしたものを支援させていただいております。

最後、21ページでございます。基金の見直し方針というところで、現状、この事業は、基金の設置法人は公益財団法人の福島県産業振興センターになってございます。一方、具体的な事業を進めていく事務局がみずほリサーチ&テクノロジーズになっております。基本的にしっかりと全体はセンターのほうで見ているのですけれども、細かいところをみずほリサーチが受託して進めていると。下のほうにありますけれども、ただ、一方、事務局が行っている業務の中でも基金法人でできる事業はあると思いますので、改めて業務分担の見直しについては、今後しっかりと進めていきたいと思っております。

1点だけ、先ほど上限が50億に上がるという事業で、知事の特認と申し上げたのですが、実際には審査委員会で審査した上でそのような決定をするということでございます。その1点だけ訂正させてください。すみません。

以上になります。

○原参事官　ありがとうございます。

それでは、質疑に移ります。これまでの御説明を受けて、御質問等のある委員におかれましては、先ほど同様、挙手いただきまして、御発言の際には、マイクをオンにしていただけだと思います。

それでは、坂本委員、よろしくお願いします。

○坂本委員 説明をどうもありがとうございます。それと、それ以前の学習段階からいろいろな資料の差し替えを何回もしていただいて、非常に細かいデータの説明をどうもありがとうございます。

浜通りの地域の12市町村、それ以外を含めると15市町村に働く場を確保して、何とか帰還に貢献したいという本事業の趣旨は大変よく分かるし、そこはうまくいってほしいと思うのですけれども、非常に困難を感じているお仕事をされているのではないかと想像しています。いろいろなデータを見ても、その辺のひずみがすごく出ていて、そのことに関して2つぐらい質問と意見を言わせていただきます。

1つ目は、16ページの見込みと実績の乖離の大きさ、これはレビューシートにもすごくいっぱい理由が書いてあるのですけれども、そんな理由どころではないぐらいの乖離で、要するに、その辺の見込みを立てるプロセスに何か問題がないのかということと、その対策を、単に例えば事業費の支出が出ないということは、企業の手がなかなか挙がってこないということですね。だけれども、見込みを立てるほうはむしろ経済産業省でいろいろな情報で立てていると思うのだけれども、その乖離が大きい、縮まるどころかもっと広がっていることに対する本当のところの問題はどう思っているのかということと、それから、対策をどう考えているのかということと、積み上がっている基金残高が本当に適正なのかどうかということです。それが質問。

それから、続くのですけれども、実際、ここの14ページに数字をまとめていただいて、1170億で、交付決定したのが900億ぐらいありますね。これは累計だと思うのですけれども、支出したのが350億で、支出していないのは660億と、支出していないほうが全然多いわけですね。件数的にも交付決定したほぼ半分ですね。その間に事業廃止が1割ぐらいという結構高い率であって、その辺で経済産業省が大変苦労しているのだろうというのが分かります。だけれども、それにしても支出に至っていないものが多過ぎるというか、コロナとか、資材費高騰とか、いろいろな原因があるけれども、例えばコロナ以前のものも残っていますね。資材費高騰などは最近の話ですね。

データをいただいているので、その問題についてもうちょっと深く、15ページで、これは全体合計になっていますけれども、それ以前に製造・サービス業と3つに分けていただいていますね。製造・サービス業が圧倒的に多い。事業を完了しているのですけれども、支払い手続中は意外に多くて、これは事務手続が大変だということで、これは時間とともに解決すると思うのですけれども、事業中が全体では36件で、製造・サービス業で27件、330億で、資料でいただいていますけれども、そのうち令和4年度、令和5年の採択のものを除いて残りが13件あって、それを合計すると120億ぐらいあるのですね。それについてい

ろいろと説明があるのですけれども、一番古いもので8年前ですね。あと令和3年以前のものが全部載っていますけれども、その中にはもう事業廃止手続に入っているものもあるし、自然災害とか、資金調達が困難とか、いろいろあるのですけれども、普通は企業の側からして、工場をつくったり、かなり大きな設備投資ですね。例えばこれは事業中だからどこまで着手しているか、あるいは未着手かも分からないのですけれども、一旦申請を上げて、交付決定を受けて、工場建設などを始めて、2年、3年たってできないということは、普通の企業としては収益が上がらないわけですね。そういうことはあり得ないですよ。

1年、2年ぐらいだったら分かるけれども、滞留しているのはもっと長いわけです。だから、手を挙げてくれた事業なのだけれども、その後の景気の変動などでのいろいろな困難性、それはほかのところでも皆同じで直面していて、一旦手を挙げて申請していても、実際、企業の中ではとっくにやめているよというものもあるのではないかと思います。

だから、これはもう決定している部分で引き当てて、ずっと国庫の資金は使わないまま、ずっと活用されないままプールされているわけですね。これでいいのかということです。もっと突っ込んで、新しい企業をどんどん手を挙げるところを探すことも大事なけれども、決定したところをもうちょっとよく調べて、実際にやめているようなところの辞退を促したり、そういう整理をやってしかなるべきなのではないか、それについてどう考えますかということと、そういう現状もあるので、国庫資金、基金残高がどう考えても多いのではないかと思います。

4点ぐらいの質問になります。

○経済産業省担当者 御質問をありがとうございます。

おっしゃるとおり、なかなか難しい、簡単ではない事業であるのは確かなのですが、最初に御指摘いただきました乖離率のところですね。こちらの事業費は、その年に事業を完了して支払いをこのぐらいできるだろうという事業費になってございます。そういう意味では、この年、このぐらい企業さんで完成させて払えるかという予測がうまく立ちづらい。今の先生のお話がありましたけれども、8年間もなかなか進んでいない事業などもどんどん積み上がってきているので、我々の案件自体も多くなっているんで、なかなか予測が難しくなっているところがございます。

先生のおっしゃるとおり、我々の観点でも新しい企業にどんどん使っていただきたいと思っていますし、自治体も加速化交付金などを使って産業団地を整備して、この採択を受けたのだけれども、なかなかそこが進まないと、逆に本当はほかの企業に使ってほしいのですけれども、どうしても今のこの制度上、我々としては辞退を促すことはできるのですけれども、最終的には企業が納得してやめると辞退してもらわない限りはやめさせられないところがありまして、足元、自治体と一緒に本当に進まない案件については我々も一生懸命辞退を促していますので、そういうところはもう少し成果が出るようにしっかりとやっていきたいと思っています。

この事業費見込みを見ていただくと、毎年の予算額とそんなに変わっていないので、ス

ムーズにいけば毎年2年前などに採択したものが今年しっかりと事業が終わって払うという形で進めばいいのですけれども、どうしても先ほど申し上げたとおり、過去のもが積み上がって、その確定なども時間がかかってしまっているのです、その辺り、事務局のプロセスを効率化するなどでなるべく早くたまっている案件を減らして、効率的な基金の運用の仕方に持っていければと思っております。

○経済産業省担当者 委員の先生御指摘のとおり、滞留案件、いわゆる滞留している案件に関しては、その分がプールされている、基金が活用できていないという御指摘、まさしくそのとおりでございます、我々としても大変問題視しておりまして、事業者、自治体とコミュニケーションを取って、何で事業が進まないのかを突き詰めて、その原因が例えば資金繰りにありますと事業者さんがおっしゃるのであれば、資金繰りは時間がたてば解決するのですか、解決しないのだったらもうこの事業は執行できませんねという形で事業者さんを詰めて、事業者さんが、おっしゃるとおりできませんと言ってくれるように、最近は強めに言っております。そういう意味では、過去の滞留案件については辞退を促すことを強力に働きかけております。

残念ながら、この補助金を設立した平成28年度創設時なのですが、創設時はとにかく急いで復興しなくてはいけないからというわけで、結構いろいろな案件を取ってしまったという不慣れな部分がありまして、近年はそういった資金繰りや事業計画、投資計画がちゃんと体力に見合っているのか、地に足がついているのかを、特に有識者の先生方も滞留案件を気にしていらっしゃると思いますので、そこはしっかりと見て審査、評価をしているということで、最近の採択では特に滞留案件とならないか、関係者、利害関係者、金融機関、ステークホルダーを含めた人とのコミュニケーション、計画の熟度がちゃんと高いかを特に重点的に審査して、滞留案件が発生しないような採択に努めているところです。

○経済産業省担当者 14ページの基金の残高でございますけれども、ここを見ていただくと、交付支出済みは355億円、Bのところがありますけれども、それに対して確定減が7億円程度しかないのです、ある程度交付決定をした額が、その事業が無事終わると支出に至る可能性が非常に高い事業になっているというのが一つなので、確定減などを織り込んで基金の残高を落とすというのはなかなか難しい一方で、今、当省職員が申し上げましたけれども、滞留案件を本当に進まない蓋然性が非常に高いものについては引当金から外すとか、そういうことを検討するというのはあるかと思うのですけれども、そこをどういう基準でやるかとか、その辺りはもう少し我々としても整理したいと思います。

○原参事官 よろしいでしょうか。

○経済産業省担当者 基金の残高の142億円に対して、毎年の申請額が大体200億とか300億円で、近年、手を挙げる企業さんが増えているところもあって、その辺り、毎年の採択額も200億を超える年もあれば150億円程度の年もあるので、そこも最近、振れ幅が大きいので、それを見込むと、この140億円程度は必要かというのは現状の判断になっております。

○原参事官 よろしいでしょうか。

○坂本委員 後でもう一回させていただきます。

○原参事官 それでは、林委員、よろしくお願いします。

○林委員 1点、今の御議論に関して、直近で結構なのですけれども、申請件数と採択率を教えてください。すぐ出ないですか。大体でも結構です。

○経済産業省担当者 昨年度の申請件数は約30件超、採択は13件。

○林委員 そこは3倍、採択率30%くらいですから、そういう意味では先ほど御説明いただいたように、いろいろと事業計画を見てしっかりと採択ができて、そういう認識でいらっしゃるということですかね。

○経済産業省担当者 はい。

○林委員 分かりました。

それに絡めて、アウトプットからアウトカムに直接に行くような非常に簡素なロジックモデルだと思って見ていたのですけれども、今のお話を聞いて、採択率30%だからそれなりにちゃんと出てきているかとは思うのです。ただ、この事業でロジックモデルをつくろうとすると、まずはしっかりとした提案を持った事業者が提案をしてきてくれることが直近のアウトプットであるはずであって、イノベ構想のところのホームページなどを見ましたら、企業団地のPRの画像や動画をつくっていて、いろいろとPRしているのもよく分かったのですけれども、ああいう取組などを含めて、例えば提案支援、シンクタンクが採択の支援をしていると思いますけれども、提案のところ、これでは今年度は通らないけれども、次年度に向けてこういうことを修正したらいいのではないですかみたいな、そういう支援などをやっていって、より見込みのある事業が提案されてくる、そういうものがきつとロジックモデルでいえばファーストステップで、それでどんどん展開していくと思います。そういうこともきつとロジックモデルをつくりながら、ちゃんと望んだような提案が出てきて、そして、しっかりと事業が展開しているというような、段階を追ったようなのができるといいなというのがコメントでございます。

もう一点だけ、イノベーション・コースト構想、これはたしかそんなにまだ件数がない、数件くらいだと理解しているのですけれども、ただ、ここは重要なところで、幾つかの分野について、この浜通りでしっかりとイノベーションを起こしていこうということで、F-REIもできますので、今後こういうところが重要になってくると思います。そこも今の話と一緒に、いかにこういう分野の企業が入ってくるか。恐らくスタートアップはまた別に補助の仕組みがあるのだと思うのですけれども、スタートアップなどにはこの事業は規模的にも合わないということかと思っているのですが、そこが大きくなっていくときにうまく支援できるような、そういうメニューがここなのか、別のところなのか分かりませんが、ちゃんとシームレスな支援の仕組みができて、その辺りも1番目のコメントと一緒に、いかに申請数を増やして、そして、本来の自治体の産業戦略であるイノベーション・コースト構想につなげていくかということだと思いますので、コメントになってしまいますが、その辺りもぜひ考えていただきたいと思いますし、もし今、

いろいろと工夫されていることがあればお聞きしたいと思います。

○経済産業省担当者 1点目のコメント、ありがとうございます。いい提案をいかに集めるのが我々の非常に課題であります。現状どうなっているかといいますと、自治体がある程度産業団地を売り込む中で、いろいろな企業さんの話をもらってきて、そこでブラッシュをします。あわせて、この資料には入っていないのですが、相双機構といういわゆる中小企業基盤整備機構の福島版みたいなものを我々は別の予算で基金でやっております、そちらが申請書のブラッシュやアドバイスをやっていくと。ただ、どうしても公的機関が中心なので、我々としては、先ほどの延びてしまう理由の中で金融のうまく借りられないとかいう案件も増えてきているので、今後は地銀などのプレーヤーにもそういう申請のサポートなどをやってもらえるように、もう少し働きかけが必要なのかなと思っております。どうしても浜通りはまだ全体では経済規模は戻ってきていないので、なかなか地銀さんもそこに支店を置いたり、担当者を張ってというのは難しいところはあるのですが、その辺りも併せてやっていく必要があるかなと思いますので、今後やっていこうと思っております。

もう一つ、スタートアップのお話をいただきました。別の事業で創業の支援もありまして、そちらはいわゆる我々が中4町と言っている双葉町や大熊町みたいなかなり解除が遅れた地域であると上限3000万円近く出たりするような補助金がございますし、実証の支援みたいな事業もほかにあって、そちらも上限7億円ぐらいなので、そんなに案件は多くないのですが、そうした実証の事業を3年ぐらい使った後に、この自立のほうで工場を実際につくるみたいなことも2～3件出てきていますので、その辺は比較的段階を追った支援はできているのかなと思います。ただ、どうしてもまだまだ打率が高くないので、やっていかなくてはいけないと。

もう一つ、地域経済効果要件のところ、イノベの事業が少ないと。我々も最近、かなり付加価値の高い産業の立地を検討していただいて、先ほどの例でもワクチンなどがあるのですが、ワクチンは原材料の比率がすごく低いので、しかも、正直、浜通りにワクチンの原材料を供給できる企業はいなかったりするので、どうしても付加価値が高いイノベーションの中心みたいな産業であればあるほど、地元の取引要件などがうまく満たせないということも増えているので、その辺りは我々も実態を踏まえて考えていく必要はあるかなと思っております。

○林委員 ありがとうございます。

○原参事官 それでは、伊藤委員、よろしくお願いします。

○伊藤委員 よろしくお願ひいたします。

事前に確認すればよかったかと思ったのですが、まだ数字が読み切れていなくて、特に14ページの基金残高に関するところなのですが、採択161で、これは実際には192件採択されて、31件は途中辞退、採択後の辞退、161と134の間の数は、採択された後にまだ交付決定されていないものが27件あるということですね。これは数字だけ見たら右のほうにある

参考１の事業を廃止したものとか、交付決定未済額、13と14で27になるのですけれども、これに対応するのですか。これとは別ですか。この27件が何かがずっと分かっているんです。

○経済産業省担当者 差の27件でございますが、表の参考１、事業を廃止した13件と、これから交付するA'の14件です。

○伊藤委員 これですか。金額が合わないのは何かあるのですか。足したら金額が合わないのです。

○経済産業省担当者 この事業を廃止にする前に、計画変更をしたりする場合があるからです。

○伊藤委員 なるほど。この609を足したら合うのか。

○経済産業省担当者 何回か計画変更をしたりするケースがあるので、これは最終的に出てきた数字なのですけれども、全て同じ時点で集計が必ずしもできているわけではないのです。

○伊藤委員 でも、数字の読み方としては分かりました。

そうしたときに、採択したのは今まで192件あって、その中で、もちろんこれは全部が成功するわけではないことは前提ではあるのだけれども、途中で止まったものが31プラス事業廃止になった13という読み方で間違いのないのかな。44件となると、25%ぐらいが途中で止まっているという計算がされるのかと思うのですけれども、これは間違っていないのですか。

○経済産業省担当者 そうですね。そういう意味では、この事業をやめるところまで行ったのは44なのですけれども、先ほど言った平成28年に採択されたけれども、まだ進んでいる案件みたいなものも、また別途あるといえましょう。

○伊藤委員 ただ、この44に関しては、止まってしまったというものになりますね。

○経済産業省担当者 はい。

○伊藤委員 結構な確率だと思っていて、さっきの倍率3倍ぐらいにしっかり見てはいるのだけれども、それでも4分の1は途中で最後まで行けていない。何でか。この分析は必要だと思っていて、僕は雇用要件は結構あるのではないかと考えています。当初これを採択するときには、計画上の雇用要件だから、5人雇用しますと行って採択されるのだけれども、もしかしたら人を集められなかったかもしれないし、やっていくうちにそもそも5人の雇用になると人件費を圧迫してしまうことになるというように推測できるかと思うのですけれども、そこはいかがでしょうか。

○経済産業省担当者 特に近年、雇用要件が非常に厳しいというのは言われて、2点あって、大分帰還は進んできたのですけれども、我々も住民ベースというよりはどちらかというと事業者ベースで見ているのですけれども、事業者ベースでいうと、32%ぐらいで戻ってきている方は今はもう頭打ちです。住民でも浜通り全体で見ると3割、4割戻ってきているかというところなので、そこは戻りが遅くなっているのです、新しい方を雇うというのは難しい。

そういう意味では、新しく採択された方は人を雇わないといけないのですけれども、自治体としては地元の中小企業から引き抜くなどをされてしまうとなかなか厳しいので、そういうことはやめてくださいねとなると、より採用が非常に難しいというのは、おっしゃるとおりだと思います。

ただ、この雇用要件があるから、企業も一回立地すると逃げられないというのはあれですけれども、ほかに移りづらいということもあるので、その辺り、どこがベストバランスなのかは難しいと思います。

○伊藤委員　ちなみに、経産省として一般事業にこういう雇用要件で補助金を出すケースは、私はあまり聞いたことがなかったのです。

○経済産業省担当者　賃上げを課したり、そうした場合に加点するというのはあると思うのですけれども、申請自体に雇用要件を課しているというのは、おっしゃるとおり、あまりないと思います。私も中小企業庁などにいましたけれども、ないと思います。

○伊藤委員　これは先ほど林先生もおっしゃっていたロジックモデルで、今のところは長期アウトカムとして雇用の確保、雇用者数にはなっているけれども、今までの話をお聞きする中で、ここがゴールの事業だと、もしかしたら成立しにくいのかと。雇用は一定のアウトカムではあるけれども、事業目的にももちろん雇用の確保は書いて、最終的には経済の復興なのだとということを考えたときに、もしかしたら雇用だけではなくて、被災地の売上高であったりとか、そういうものにもなり得るのか。この間見せていただいたライスレジンも、もちろん雇用要件はクリアしているけれども、今後もう一レーン増やそうとするときには省人化を考えなければ収益率の確保につながらないというお話をされていたと思うので、それを考えたら、この事業が目指すところと事業者側が目指すところにそもそも乖離が出てきてしまうのかと思うのです。どうでしょうか。

○経済産業省担当者　事業者としては、当然ビジネスを持続可能にやっていくという意味では、雇用を必要以上に増やすよりは適正な雇用で効率的にやっていく。自治体にとっても、足元の雇用をつくってもらってはありがたいのですが、その結果、企業がビジネスが回らなくなって撤退ですとなってしまうと本末転倒のところがあると思うので、そういう意味では、先ほど申し上げた地域経済のほうの令和3年から始めたほうは、若干雇用を緩めた分、ただ、雇用と代替する分の地域波及を求めると、ああいう地元へ実際に仕事を出してねと。この出し方もいろいろ物を買うのもあれば、サービスで出すみたいなものもあると思うのですけれども、完全に代替すると若干ハードルが高い。それは額もあれば、浜通り自体に例えば大企業が調達するようなサービスや部品を提供できる企業がまだいないところもあるので、我々も我々の理想とする形と現実がずれているところはあるかと思うので、その辺りはしっかり見ていかないといけないかと思います。

○伊藤委員　ありがとうございます。

最後に細かいところで、レビューシートに出ている成果実績の雇用の確保の数、22年度でいくと1,559人となっているのですが、これは採択ベースの数字ではないかと。そうです

ね。だから、本当の成果で捉えると、今日御説明いただいている別紙に出ているような交付決定をされている中の雇用人数543のほうが実態には合っているのではないかと思います。1,500だと、事業途中でやめたものも入ってしまっていることになるのかと思うのです。

○経済産業省担当者　そうですね。事業廃止のものも入っているので、毎年雇用の人数などを完全に集計しているわけではないので、ただ、そこをしっかりと見ていくのが効果としては大事だと思うので、そこはしっかり考えたいと思います。

○伊藤委員　ありがとうございます。

○原参事官　ありがとうございます。

議論はまだまだ続きますけれども、終了時間も意識していただきながら、既にコメントを書ける先生におかれましては、お手元のコメント用紙の記載を始めていただければと思います。目途としては、10分程度は議論を続けたいと思いますが、コメント用紙の記載が終わった先生におかれましては、担当の者が取りに伺いますので、渡していただければと思います。

それでは、引き続き御質問のある先生。

池田委員、お願いします。

○池田委員　御説明ありがとうございました。

いろいろな先生とかぶらないところで、1つだけ御質問させてください。先ほど福島イノベーション・コースト構想というものもありましたけれども、いわゆる創造的復興を目指していくということの中で、当然この事業もそういったものに相当貢献していくということでやられていると思うのですけれども、最終的なイメージの中で、そういう企業さんにどのくらい手を挙げていただいているのかとか、逆に言うと、こちらからある程度誘致を促していくとか、こういった活動の周知の仕方であるとか、そういった方法はどういうことを取られているのかをお聞かせいただきたいです。

すみません。2つでございまして、もう一つは、先ほど伊藤先生からもお話があったとおり、雇用ということになりますと、工場などの大規模なものが何となくターゲットになってくると思うのですけれども、実際には付加価値のあるような企業で、雇用はそこまでの貢献でないかもしれませんが、将来を見据えたときにまさに創造的な復興ということでこういった地域を支えるような企業も当然あると思うのです。こういったところの兼ね合いといいますか、先ほどこの雇用要件以外の経済効果要件というお話もございましたけれども、創造的復興ということを考えたときに取られている施策といいますか、そういったものがあればぜひ教えていただきたいと思います。

○経済産業省担当者　ありがとうございます。

先ほどもちょっと申し上げたのですけれども、基本的には企業の誘致はどちらかというと自治体の市町村が中心になっているのですけれども、先ほど相双機構の御紹介をしたのですが、県の外郭団体になるのですけれども、イノベーション構想を進めるイノベ機構も

別途ありまして、そこと連携して企業セミナーを毎年東京のほうで開かせていただいております。ただ、どうしてもこの事業自体は複数回使えるので、我々はお代わり案件と呼んでいるのですけれども、そういう方も増えてきてしまっている。

多くの企業に知っていただくのは大事かと思いますので、経産省の中でいえば各業を所管している原課に各団体に周知をしていただいたり、今年でいうと関西経済連合会の方に話しまして、ちょうど来年は万博もあるので、今年は科学技術委員会に視察で来ていただいたり、来年は万博で復興の事業を復興庁さんと一緒にやるのですけれども、我々としてはただそこで見せるだけではなくて、例えば12市町村の中の浪江町は今、FH2RというNEDOの水素の実証施設などもあるので、こういう水素を使いたい企業は来てもらえるようにそうしたことを紹介したり、復興の中でも隣の町にこれができたら同じものが欲しいみたいなところが各市町村であったのですけれども、そこをもう少し差別化して、それぞれの自治体の色をつくって行って、日本だけではなく海外の企業も時々お話があったりするのですけれども、それをしっかりと発信していく。自治体の足だけではなくて、我々もちゃんとまちづくりやこの産業計画、今はどうしてもイノベーション・コースト構想は12市町村で全体になってしまっているのですけれども、個別の企業ごとのそうした産業の考え方みたいなところも整理して、その発信の支援をしていくことは、今後やっていく必要はあるのかと思っております。

もう一つの工場みたいな大きい案件、この事業は自治体さんも雇用をつくるということが最初のイメージにあったので、どうしても製造業が多いのですけれども、最近では、帰ってくる方が伸び悩む中では、まずはこの地域に関わっていただく方を増やしていこうというところで、関係人口や交流人口を増やそうという中では、例えばホテルの採択みたいなところもしていますし、そういう意味では規模は問わず使えるので、その辺りもしっかり発信する。逆に言うと、我々の反省としては、何でも使えますという感じで発信した結果、誰にもうまく刺さっていないところもあるので、地元としてこういう企業、例えばレストランとか、そうした生活環境を整備していく、より豊かな生活ができるようにしていく業界とか、そういう重点的に呼ぶような業界に、少なくともそういうところに重点的に情報発信するとか、そういうことはやっていきたいと思っています。

○池田委員　ありがとうございます。

○原参事官　それでは、そろそろ近づいておりますので、コメントができた先生方におかれては、提出いただければと思います。

まだ時間はございますので、坂本委員。

○坂本委員　あまり時間がないので、現地視察をさせていただいて感じたことなののですが、恐らく現地視察なので一番模範となるようなモデルを見せていただいたのだと思うのですけれども、典型的なベンチャーというかスタートアップで、私の目から見ると、大変失礼な言い方なのだけれども、はっきり言って、事業としては全く成り立っているのかどうかと。非常にかわいい製造プラントで、動いていましたけれども、例えば材料が3

か月分滞留している、製品は6か月分だと。これは今は1直ですと言っていたのだけでも、稼働を休止しないと全然もたないと。人数も8人だから人件費もかかっていない、いろいろ自治体から光熱費などの支援も受けている、それでこの補助金も受けている、おんぶにだっこでやっているのだけれども、明らかにまだ研究開発段階ですね。事業とはとても言えない。

私はその後考えて感じたのですけれども、例えばスタートアップ企業で、ああいうベンチャーで、非常にユニークで話題性がすごくあるのですけれども、そこが事業を起こそうとして例えばプラントをつくろうといったときに、銀行が融資するか。10億ぐらいの設備で半分ぐらい補助を出しているのだけれども、半分の5億、銀行が融資するというのはあり得ないですね。銀行はどう考えたって融資しても何千万ですよ。それから、ベンチャーキャピタルが出すか。まず、事業計画からいろいろ検討して、ネットで見ましたけれども、確かに新潟でちょっとあるけれども、非常に小規模なものです。すごく15年ぐらいやってきて、やっと今、少し動き出したと。ちょっとは出すかもしれないけれども、この補助金のような金額は出せないですよ。私はすごく危機感を持ったのだけれども、日本中のいろいろなスタートアップ企業で、資金調達が欲しくてしょうがないところはいっぱいある。そういうところが例えば復興に絡めてこの事業に手を挙げたら、ああいう工場ができるわけですから、あそこのときの説明でも言っていたけれども、この基金がなかったらできませんでしたと、全くそのとおりですよ。

だから、思うのですけれども、経済産業省は事業再構築補助金とか、IT補助金とか、いろいろあって、これは確かにもっとおいしいわけですね。特にスタートアップ企業にとってはよだれが出るぐらいの基金なわけです。だけれども、本当にこれが浜通りの復興になるのか。例えばこの先、あの会社が3年もつのか5年もつのか分からないですね。銀行の融資だったら例えば担保にかけますね。だけれども、補助金なのだからもう出してしまっているわけで、この復興特会のお金を出してしまっていて、あの会社がそうだと言っているわけではないですよ。だけれども、そういうスタートアップの見通しが全く分からないものが、いろいろ審査しているとおっしゃいましたけれども、スタートアップ業界の中では非常においしい基金だという話で、そういうところが手を挙げてきて、そのような使われ方をしているのかと。例えばそういう危機感を経済産業省はお持ちですかということですね。

○経済産業省担当者　ありがとうございます。

現場でも御質問いただいたのですけれども、これは土地建物の取得費から対象になっていますし、補助率も含めると本当に非常に手厚い支援になっているので、逆に言うと、それだけ事業計画がしっかりしているものを取るにはしているのですけれども、補助金前提で組み立てられているビジネスモデルもあるので、御指摘のとおり、しっかりそこを見ていく必要はあるかと思っております。そういう意味では、先ほど言った滞留案件みたいなものを今後つくらないように、しっかりとちゃんと金融機関の目を通して、それなり

の融資の可能性があるとか、それをどこまで要件化できるかは今後の検討ですけれども、問題意識としては非常に持っています。

実際に出した企業で潰れたところは今のところないのですけれども、かといって、すごく伸びているものばかりかという、そういう状況でもない、この施策だけではないと思うのですけれども、復興施策全般でしっかりとより成果が出るような形で一つ一つ見ていく必要は我々も日々感じています。しっかりと毎年の予算要求もそうですけれども、考えていければと思っております。引き続き御指導いただければと思います。

○坂本委員 よろしくお願ひいたします。

○原参事官 ありがとうございます。

まだコメントを提出されていない委員におかれましては、提出のほうをよろしくお願ひいたします。

一通りコメントをいただきました。まとめておりますので、今しばらくお待ちいただければと思います。

取りまとめ、しばらく時間がかかっております。もし何か事務方から追加補足説明等があれば、この時間を活用していただくこともできるかと思います。逆に先生方から、コメント等は既にお出しいただいておりますけれども、その他の御意見等もしくは何か御質問等があれば、この時間を活用いただければと思います。

阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。

この事業は働く場を確保するという、現地に寄り添った重要な施策だと位置づけております。日本経済の景気の回復感というか、人によるかもしれませんが、少しずつ景気が回復しつつあるのかという状況の中で、事業終了の予定が28年ということで、比較的目前に迫ってきているわけなのですけれども、予定どおり事業終了ということであれば、終了に向けた準備、例えば成果や課題の取りまとめが必要になってくると思います。現在、そのような事業の終了に向けた準備が、行われているのか、教えていただきたいとします。

○経済産業省担当者 第2期復興・創生期間が28というところなので、我々としてはまずは復興の状態、どうしても統計上なかなか毎年うまく取れるデータや取れないデータなどもあるので、そこはいろいろなシンクタンクにも協力いただきながら、各自治体の復興の状況をまずは表としてまとめて、そうすると、どうしても先ほど申し上げた中4町とか、双葉町は入れるようになってまだ2年とかですし、2,000人いたところが50人しか帰っていないところもあるので、そうしたところを今後どうしていくかは、我々としてもしっかり考えないといけないとは思っているのですけれども、まずは我々の施策の効果と、一方で、この復興の度合いはどうかというデータ整理をしている状況でございます。

○阿部委員 ありがとうございます。

○原参事官 伊藤委員、よろしくお願ひします。

○伊藤委員 基金の予算計上の仕方のところですが、先ほども少し話がありましたけれども、計算上でいくと、今、純残高140億、大体1年分ということになると思うのですけれども、これは今、事業が未完のものが翌年度に達成する、計算の中でいくとこうなるけれども、これまでの状況でいくと、後ろに倒れていることなのだと思うのです。きっと今年度140億の予算計上がなかったら一気にショートしかねないかという、そうっていないのだと思うのです。もちろん基金の意義というのは、予算年度でやっているわけではないからこそ基金である必要がある。この間の基金の見直しをした中でいくと、予算の計上は多くても3年程度というルールをつくっていて、この事業に関していえば、3年程度ということではなく毎年度予算計上していることを考えると、現状に照らし合わせながら予算計上をしていく必要があるかと。このままでいくと、もちろんどこかで必ず基金残高はなくなるのですというのは計算上ではなるのだけれども、後ろに倒れていくと、基金残高はどんどん上がっていく可能性だってあるのです。実際に上がっていつているから。そういうところはもう少し厳しめに見ていく必要があるのかと。これは事業が必要かどうかとはちょっと違って、基金で毎年度計上する必要があるかどうかという観点になると思うのです。そこはそう思いました。

○経済産業省担当者 事業自体も9年間、平成28年から、今回は本当にこの行政レビューをさせていただいて、我々も改めて一件一件を見直す機会になったので、その中でもより我々の予測をどう高めていって、なるべく貴重な国民の税金を無駄に積み上げることをないように、適正な基金残高はどういうやり方がいいかというのは、しっかりとこの結果をベースとして考えていきたいと思っておりますので、そこもまたアドバイスいただければと思います。

○原参事官 今しばらく取りまとめといいますか、闊達な議論、また、コメントもかなり多岐にわたりいただいて、若干時間を要しているというところ、恐縮でございます。もしまだ話し足りないということがございましたら、この機会、時間がございますので、御活用いただければと思います。

吉村委員、お願いします。

○吉村委員 ちなみに、この事業を受けて創設した工場が生み出した付加価値については少しお話があったのですが、例えば住民税への貢献や所得をどれだけ生み出したか、そういうデータは取っておられるのでしょうか。

○経済産業省担当者 お答えいたします。

結論を申し上げますと、そういった観点ではまだ取れていません。というのも、事業を完了して黒転している事業者がどこまでいるのかもありますし、被災地は租税特別の軽減措置がされていることもあるので、機械的に取った税収をほかの自治体と比較するというのは、多分そのままでは駄目で、租税特別措置をどう評価するかという観点が出てくると、経産省の我々一部局だけでやるのはなかなか手ごわいというのがあって、我々も帰還者がいると、住民税とか、法人住民税とかがあるねと言いつつも、でも、税収は今はあるの

だっけというのが、なかなか悩ましいところではございます。申し訳ございません。

○吉村委員 これは立地等も含めるとすると、長期間の観点で事業がうまくいっていただかないと困るわけなので、長期間うまくいくためにはそれなりの所得を生み出し、かつ、租税を払っていただいて、地域に貢献していただくことも重要だと思いますので、事業廃止が近くあるにしても、長期的な見守りといいますか、企業に対する監督と言ったらおかしいのですけれども、そういうデータ収集は必要ではないかと思うのです。

以上です。

○経済産業省担当者 おっしゃるとおり、首長さんとしては、将来的にこれで税收を取って住民の方へ豊かなサービスを提供していこうという意識を持っておられますので、その辺り、どのように我々も情報収集できるか考えたいと思います。

○坂本委員 たしか5年間、雇用と財務報告をして、だから、業績がどうかというのはデータをもらっているのですね。だから、既に支出が決定して事業をやられているところでどのような感じなのですかね。

○経済産業省担当者 個別の会社の情報についてはお話しできないのですけれども、一般論としては、先ほど室長が申し上げましたとおり、倒れている事業などはないですし、苦しいというところもほとんど聞いておりませんので、まだ数年は様子見なのかという感じではあります。

○坂本委員 黒字が出ているのかどうなのかというところですか。

○経済産業省担当者 そこに関しては、今、手元に情報はないです。申し訳ございません。

○坂本委員 この間の現地視察したところなども非常に気になりますね。大赤字ではないかと思うのだけれどもね。

○経済産業省担当者 立地ではないのですけれども、津波補助金などだと黒字になった企業も何社か知っているのですが、必ずしも全部が黒字、そんなに成功しているわけではないのですけれども。

○坂本委員 せっかく手を挙げてもらって、補助金を出してもね。

○経済産業省担当者 事業の交付申請書には事業計画や見通しがありまして、何年目で黒字になる、転換するよというのは計画上は書いてはあるのですけれども、計画はみんな黒字になる計画になってしまっているのです。

○坂本委員 結構厳しいね。

○経済産業省担当者 あとは先ほどの吉村先生の税という形以外にしても、自治体との信頼関係が本当に大事なので、申請する企業については、とにかく自治体とちゃんと話して、途中からすれ違ったりすると結構大変になってしまうので、自治体との関係はこの事業の結構コアなところだと思うので、そういう意味では、幾ら税を払いますとか、そのような話はしないと思うのですけれども、行く行くはしっかりと自治体に貢献しますというのは、どの企業もある程度持って進出しているのだろうと我々としては思っております。

○原参事官 時間を要していて恐縮です。最終チェックをして案文を確認しておりますの

で、今しばらくお待ちいただければと思います。

○経済産業省担当者 雑談になってしまうのですが、業種ごとに結構違って、ホテルなどだと満室ですとか、我々も出張に行くときに自立補助金で建てたホテルだ、予約を取ろうと思ったら、いっぱい入れませんとか、業種によっては大盛況であって、ホテルが足りないよという地域もあるので、業種や地域によって濃淡があるというのが最近は見えてきたという実情がございます。

○坂本委員 雑談になってしまうのですが、この間の現地視察で、その後、浪江町の道の駅を見せていただいて、あれも自立補助金ですね。

○経済産業省担当者 組み合わせて。

○坂本委員 受けてつくったということですが、一緒に説明についてきてくれた方が、あの方はどのような立場の方が覚えていないのですが、建てただけでも、土日はいっぱいなのだけでも、平日はがらがらで、とにかく維持コストが町としても大変なのだという感じで言っていた。相当こぼしていましたから、だから、いろいろな話に見えるのだけでも、実は結構みんな大変だと思いますね。まだ帰還困難区域を抱えた地域だものね。それはもう当然のことだと思うのですが、それもね。

○経済産業省担当者 ああいう商業施設は戻ってこないとなかなか回らないところもあるので、鶏が先か卵が先かみたいなところもあって、ああいうものがないと戻ってこないし、戻ってこないと彼らも経済が回らないところで。

○坂本委員 企業もそうですね。

○経済産業省担当者 どういう循環をつくるかというのは、我々としてはなかなか難しい課題かと思うのですが、確かに我々も支援して採択したらもうこの案件を採択しましたで終わってしまうのではなくて、まさに今日の御指摘、いろいろありましたけれども、この地域にどういう成果を出しているのかとか、そこをちゃんと見ていかないといけないと思いますので、ある程度時間がたって、我々も案件が増えてきたので、その辺りはしっかりと改めて見直して、どういう制度にしていくか考えたいと思います。

○原参事官 伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員 今のお話のつながりなのですが、今日、商業施設の立地支援事業はそこまで、事業の規模でいくとⅠ、Ⅱが多かったとあるのですが、レビューシートを見て、成果実績のところ、目標値1,300人の根拠が地方圏スーパーの1日利用者数の中央値、多分これは1スーパー当たりですね。実績の4,000人は。

○経済産業省担当者 1施設平均です。

○伊藤委員 では、今まで補助をしている施設の1施設当たり直したものとすることですね。

○経済産業省担当者 はい。

○伊藤委員 なるほど。そういう意味では効果が、ここはスーパーと道の駅を同じ土俵にしているかどうかはあるかと。

○経済産業省担当者 御指摘のとおり、なかなか難しいところですが、逆に言うと、これは目標値を大きく上回っているのは異常というか、買物環境がそこまで整備されていないので、この自立商業で整備した施設にお客さんが殺到してしまっているのも、3,000人や4,000人になってしまうと。本来は買物環境がもっと整備されていれば、こういう数字に近づくべきではないのかという、本来の目的という言い方は変ですけども、それとは逆の指数というのですか、目標をクリアしていればいいわけではなくて、むしろこれは目標に近い数字のほうが健全ではないだろうかと考えてはおります。要するに、買物をする場所がほかにないよということの表れですね。

○伊藤委員 目的が商業の回復と考えると、補助する施設がどんどん増えていって、それによってどんどん商いが増えていくというのはありかもしれないけれども、本来はこういうところをしながらも、エリアとして人が買物に来る環境のほうが、目指す姿としては大きいのかもしれないですね。

○経済産業省担当者 そうですね。買物をするときに、週末、車に乗って何十分もかけて買物に行かざるを得ない人はいるわけで、そうなってくると、地元でスーパーは欲しいねというのは自治体としてもあるけれども、事業者さんにしてみればそれだと経営として成り立つのかという、先ほど言った鶏と卵ではないですけども、スーパーがないから人が来ないのか、人が来ないからスーパーも営業できないのかというのは、なかなか悩ましいところではあります。

○原参事官 予定の時間をオーバーしておりますが、今しばらくだけお持ちいただければと思います。大変恐縮です。

○経済産業省担当者 先ほどの坂本先生のビジネスモデルの話でいうと、今、自治体がメインで見ているのですけれども、少しずつ商工会なども戻りつつはあるので、そうしたところに専門家の方をうまくつけたりして、もう少し近くでサポートできる体制づくりみたいなものも今後の課題かと。今までは商工会などですら避難して戻っていなかったのも、今度いわきにいる双葉が戻ると一通り商工会も地域に戻るのも、そうしたところもうまく使って巻き込んでいければと思っております。

○坂本委員 商工会は成り立っていますかね。商工会はあり得ないと思うけれども、参加企業がないのではないの。

○経済産業省担当者 避難している企業もまた中に入りながら。

○坂本委員 でも、むしろ外から誘致してくる対象のほうが圧倒的に多いわけですね。

○経済産業省担当者 そうですね。ただ、地元の企業さんでも使っている企業さんも結構いらっしゃるの。

○坂本委員 地元の再建ができるかどうかは、もうほとんど結論は出ているね。10年もたっていればね。どこかよそへ行ってやっているところは絶対に戻ってこられないし。

○経済産業省担当者 外で再開されている方も20%とかそのぐらいいらっしゃるの、そういうところはなかなか。

○坂本委員 普通はあり得ないですね。

○経済産業省担当者 ただ、レストランとかそういうところは、この自立とは違う世界ではありますけれども。

○原参事官 お時間をかけてしまいましたけれども、取りまとめコメント案の準備ができました。阿部委員のお手元にお配りしているところでございます。

阿部委員、よろしければ発表をお願いいたします。

○阿部委員 最初に、個人的な感想ですけれども、バイオマスレジン福島さんは、僕も知らなかったのですけれども、被災地で最初の5年ぐらいは土壌が変わってしまって食用の米が取れないということで、非食用のお米を原料として使いながらライスレジンをつくられています。また、将来はその技術を改革しながら環境に優しい新素材造のレジンをつくられていくということで、雇用の創出だけでははかれない経済的効果も期待できるのではないかと思います。事業の選定の要件としては、経済効果や雇用ということになるのでしょうけれども、でも、ビジネスは将来どのように発展するのか分からないし、中には大化けする可能性を有する事業もあると思いますので、バイオマスレジン福島さんの取組については、将来大きなインパクトを生む可能性を感じました。

そうしましたら、これから自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金に関しての取りまとめコメント案をお話し申し上げます。

まず、取りまとめコメントといたしましては、4点ございます。

1点目ですが、成果目標について、当該年度に執行実績が見込める数値を毎年度設定しており、PDCAの観点で不十分。現在、長期アウトカムは雇用創出になっているが、本事業の最終目標を再度検討し、各事業メニューについて中長期的効果や継続合理性の検証にかなうアウトカム、成果目標あるいは成果指標を検討すべき。

以上が1点目でございます。

2点目、長期間にわたり、事業が未完で支出に至っていない事例なども見受けられることから、事業の進捗を丁寧に把握し、毎年度の予算計上を見直すなどして基金残高の適正化を図るべき。また、事業者の事業計画をしっかりと見極め、辞退を促すことや、採択合計の約4分の1が辞退・廃止となっている原因の分析を行う必要がある。

2点目は以上でございます。

3点目、雇用要件により住民の帰還や移住に一定の効果が出ていることは理解できたが、一方で、人手不足の状況や省力化などの現状と見合っていない等の問題もあるため、雇用創出が事業目的のままでよいかどうかについて見直しを検討する、これは必要があるということだと思います。見直しを検討する必要がある。事業メニューによっては、地域経済効果要件の考慮といった工夫も見られるが、引き続き実態に即した要件設定を検討すべき。また、福島イノベーション・コースト構想などの創造的復興に向けて付加価値の高い企業を誘致すべく、要件の再設定、周知方法の改善、スタートアップ支援等の他事業との連携などを検討すべき。

以上が３点目でございます。

最後、４点目でございますが、事業終了予定に向けて、取り組むべき課題・施策についての検討を開始すること。

以上が取りまとめコメント案でございます。

３点の意見がございましたので、続けて御案内申し上げます。

１点目の意見が、この事業は、地元雇用の創出と企業立地の促進という２つの目標を負っている。両者の目標は完全に一致するものではないため、別々の事業として政策立案してもよいのではないか。

２点目の意見、審査を通じ、事業計画策定支援や企業のニーズ把握を進めてほしい。それを含めたロジックモデルを段階的に形成すべき。

３点目の意見です。雇用創出を目的のままで事業継続するのであれば、定着率をアウトカムに入れていく必要がある。

以上の３点が追加の意見としてございました。

先生方におかれましては、以上、まとめました取りまとめコメント案、それから、３点の意見に関して、何か御意見等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、取りまとめコメント案を本事業に対する結論としたいと思います。

経済産業省におかれましては、本件を踏まえて、所要の改善をお願いいたします。

以上でございます。ありがとうございました。

○原参事官 阿部委員におかれましては、コメントの取りまとめをいただきまして、ありがとうございました。

自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金の議論はここまでいたします。

ただいまの事業をもちまして、本日の議論は全て終了いたしました。

本日は大変長きにわたり、また、進行がうまくいかなかったせいもあり、かなり時間を超過してしまいました。ただ、大変貴重な御意見をいただきました。誠にありがとうございました。

いただきました御意見等は、今後の施策立案等にしっかりと生かしてまいりたいと思います。

本日取りまとめいただきましたコメントにつきましては、近日中に復興庁の公開プロセスウェブページに掲載してまいります。

なお、取りまとめコメント案に対する意見について、先ほども阿部委員から若干補足等がありましたけれども、公表に当たっての最終的な記載ぶりに当たっては、取りまとめ役の阿部委員及び復興庁事務局に御一任いただければと思います。

以上をもちまして、「令和６年度復興庁行政事業レビュー公開プロセス」を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。